

国内初となる輸出用リユースパソコンの製品化基準の策定と適正な輸出方法によるリユースパソコンの輸出の促進について

- －今回、国の定めた「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古判断基準」に対応するとともに、情報機器の輸出の際、更に対処すべき事項を整理した「輸出用リユースパソコン等の製品化基準」を策定
- －「輸出用リユースパソコン等の製品化基準」を満たし製品化された輸出用のリユースパソコンとリユース液晶モニター装置であることを示す装置貼り付け用の「Direct ReuseTM」ロゴシールを作成
- －上記製品化基準に基づき、『輸出用リユースパソコン等の製品化』を行い、「Direct Reuse」ロゴシールの貼り付けを行った製品を下記の「RITEA認定リユース情報機器輸出取扱事業者」のみに販売を行う事業者は「情報機器リユース取扱事業者『輸出用リユースパソコン製品化登録者』」としての認定を開始
- －『「Direct Reuse」ロゴシールが貼られたリユースパソコン等の輸出』を行い、輸出国先での販売形態等の実績を当協会に報告する事業者に対して、「RITEA認定リユース情報機器輸出取扱事業者」としての認定を開始

一般社団法人 情報機器リユース・リサイクル協会（RITEA）

我が国ではパソコンや携帯電話等を中心に情報機器が大量に製造・販売されている一方、買い替えユーザーも増加しており、情報機器の「リユース」（再使用）や「リサイクル」（再資源化）を行う市場が拡大しております。最近では、特に国内でのリユースパソコン市場の拡大と同様に、輸出用のリユースパソコン台数が増加していると考えています。特に、我が国のリユースパソコンに対する外国からの評価は品質面・信頼性等から高く、我が国のリユースパソコンは、開発途上国のIT化発展に寄与していると言われています。

当協会が集計した平成24年度のリユースパソコンの販売台数は210万1千台となっておりますが、今日まで、輸出されたリユースパソコンについては、販売台数実績のみならず輸出ルートの実態も必ずしも明らかではありません。また一方では、国際ルールとして「バーゼル条約」（正式名：有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約）、また、我が国の法律では、バーゼル法（正式名：特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）があるにも係らず、リユースに適さない使用済みパソコン等が中古品として偽って輸出されることが続いており、輸先において部品・金属等が回収され、人の健康及び環境への悪影響を及ぼしていることが発生していることから、今後国際問題に発展するおそれがあります。

パソコンを含むリユースに適さない使用済み電気・電子機器の不正な輸出の防止をめざし、昨年9月に、経済産業省と環境省（以下、「国」と言います。）は、「使用済み電気・電子機器の輸出時における

中古品判断基準」を発表し、本年４月から適用を開始していますので、今後は、リユース品としては適正でない使用済み電気・電子機器がリユースの名目で輸出されることは困難になると考えます。

但し、今回の対象機器は９５種類と幅広く、パソコン等では使用後の装置に残っている個人情報消去等が必要等、他の電気・電子機器等とは取り扱いが異なることから、国が定めた「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」に対応するとともに、情報機器、特にリユースデスクトップ型パソコン、リユースノートブック型パソコンとパソコン用のリユース液晶モニター装置を輸出する際、更に対応すべき事項を整理した「輸出用リユースパソコン等の製品化基準」を策定致しました。

また、当協会は、「輸出用リユースパソコン等の製品化基準に基づき製品化された輸出用のリユースパソコンとリユース液晶モニター装置であることを示す装置貼り付け用の「Direct Reuse」ロゴシールを作成致しました。

当協会は、適正な輸出方法によるリユースパソコンの輸出の促進をめざし、上記製品化基準に基づき、輸出用リユースパソコン等の製品化を行い、「Direct Reuse」ロゴシールの貼り付けを行った製品を下記の「ＲＩＴＥＡ認定リユース情報機器輸出取扱事業者」のみに販売を行う事業者「ＲＩＴＥＡ認定情報機器リユース取扱事業者『輸出用リユースパソコン製品化登録者』」認定資格の付与、及び「Direct Reuse」ロゴシール付きのリユースパソコン等の輸出を行い、輸出国先での販売形態の実績を当協会に報告する事業者「ＲＩＴＥＡ認定リユース情報機器輸出取扱事業者」認定資格の付与からなる取り組みを開始いたします。

これにより、適正なリユースパソコンの輸出の促進、途上国のＩＴ化発展への寄与、バーゼル条約やバーゼル法で規定している特定有害廃棄物等の輸出の防止、更には、リユースパソコンの輸出段階におけるトレーサビリティ（履歴管理）の明確化が可能になります。

これらの取り組みは、全て我が国初の取り組みであります。

当協会は、平成１９年２月から、リユース情報機器の適正な流通促進のために、リユース情報機器の取扱いをしている情報機器リユース取扱事業者に対して審査を行い、適切な対応をしている事業者「ＲＩＴＥＡ認定情報機器リユース取扱事業者」資格を開始しており、現在２７社４２事業場が認定資格を得ています。（認定有効期間は１．５年間）

これらの「ＲＩＴＥＡ認定情報機器リユース取扱事業者」のうち、国内向けリユースパソコンと輸出向けリユースパソコンの別製品管理体制の実施（輸出向けリユースパソコンでは、部品取り用パソコンの取扱いは不可等）等を前提に「輸出用リユースパソコン等の製品化基準」に対応し、輸出用のリユースパソコンやリユース液晶モニター装置の製品化を行い、「Direct Reuse」ロゴシールの貼り付けを行った製品を「ＲＩＴＥＡ認定リユース情報機器輸出取扱事業者」のみに販売を行う事業者「ＲＩＴＥＡ認定情報機器リユース取扱事業者『輸出用リユースパソコン製品化登録者』」の認定資格を付与することを開始すると共に、この事業者が製品化した輸出用のリユースパソコンとリユース液晶モニター装置に、識別用の「Direct Reuse」ロゴシールの貼り付けを行うことを本日から開

始いたします。

また、当協会は、輸出用パソコン等の装置別仕様管理やセキュリティのある倉庫での保管体制等を有すること等を前提に、更に輸出国別実績や輸出国でのリユースパソコンとリユース液晶モニター装置の販売形態等の実績を把握・集計し、定期的に当協会に報告すること等を要件として、「Direct Reuse」ロゴシールが貼られたリユースパソコンとリユース液晶モニター装置の輸出を行う事業者に対して、「RITEA認定リユース情報機器輸出取扱事業者」の認定資格を付与することを開始いたします。

当協会は、「RITEA認定情報機器リユース取扱事業者『輸出用リユースパソコン製品化登録者』」が製品化した輸出用のリユースパソコンとリユース液晶モニター装置である「Direct Reuse」ロゴシールが貼られた機器を「RITEA認定リユース情報機器輸出取扱事業者」に紹介を行う新部門を当協会の中に設置し、本年7月から活動を開始いたします。（体制が出来次第、協会関連会社の設立を予定。）

【1】「輸出用リユースパソコン等の製品化基準」で定めた特に注意すべき内容

- ・国が定めた「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」に対応するとともに、リユースパソコン等の輸出の際、更に対応すべき事項を整理した「輸出用リユースパソコン等の製品化基準」で、特に注意すべき事項を定めました。主な内容は、以下のものがあげられます。

①年式・外観

【リユースパソコン等の輸出の際に、特に注意すべき事項】

- ・リユース対象は、新製品製造から10年以内の機器である。ただし、輸入国側で輸入許可条件として、新製品製造後年数を規定している場合は、その条件にしたがうこと。
- ・以下のi)～iii)項の外観に該当しないことが必要である。
 - i) 機器の部材が抜かれ、装置外形に穴が見えるもの。
 - ii) 機器の液晶画面表示部が割れていること。
 - iii) 元の機器原形を留めていないもの。
- ・製品のネジが緩んでいた場合は、締め直すこと。

②正常作動性

【リユースパソコン等の輸出の際に、特に注意すべき事項】

- ・パソコンの電源をオンにして、「RITEA認定パーソナルコンピュータ内蔵ハードディスクドライブ(HDD)データ消去ソフトウェア」等のデータ消去の確実性等について第三者機関による評価基準を満たしたデータ消去ソフトウェアを用いて、製品が作動していることを確認すること。
- ・製品の電源オン/オフスイッチ部が正常作動するか、繰り返し複数回操作を行う。この時、同時に異臭の無いこと」及び「異常音の無いこと」の確認、液晶表示部については、「輝度確認・コントラスト確認」を行うこと。
- ・ノートブック型パソコンで使用している蓄電池がリチウム電池であることを確認し、蓄電池の使

用期間について問い合わせを受けた場合は、パソコンの製造年をもとに回答・提出をすること。
(蓄電池に、鉛蓄電池やニッカド電池を使用しているパソコンが存在している場合は、輸出をしないこと。)

③梱包・積載状態

【リユースパソコン等の輸出の際に、特に注意すべき事項】

- ・液晶モニター装置の画面部分には段ボール紙等により画面保護を行うこと。
- ・機器については、個別に梱包する等し、整然と積載すること。

【2】輸出向けのリユースパソコンとリユースパソコン用モニター装置の製品化を行い、「Direct Reuse」ロゴシールの貼り付けを行った製品を「RITEA認定リユース情報機器輸出取扱事業者」のみに販売を行う事業者である「RITEA認定情報機器リユース取扱事業者『輸出用リユースパソコン製品化登録者』」の役割と主な資格取得条件

- ・「RITEA認定情報機器リユース取扱事業者『輸出用リユースパソコン製品化登録者』」は、上記【1】で記載の「輸出用リユースパソコン等の製品化基準」に基づき、輸出向けのリユースパソコンとリユース液晶モニター装置の製品化を行います。
- ・「RITEA認定情報機器リユース取扱事業者『輸出用リユースパソコン製品化登録者』」は、以下の条件を満足することが必要です。
 - ①当協会によるリユース事業場の審査を受け「RITEA認定情報機器リユース取扱事業者」資格を取得していることを前提に、更に、輸出用リユースパソコン製品化体制に関する当協会からの審査を受けて「RITEA認定情報機器リユース取扱事業者『輸出用リユースパソコン製品化登録者』」資格を取得すること。(当面、『輸出用リユースパソコン製品化登録者』資格については、1年間ごとに、当協会が更新審査を行うので、対応が必要です。)
 - ②当協会が定めた「輸出用リユースパソコン等の製品化基準」に基づき輸出用のリユースパソコンとリユース液晶モニター装置について製品化を行い、「Direct Reuse」ロゴシールの貼り付けを行った製品を「RITEA認定リユース情報機器輸出取扱事業者」のみに販売を行うこと。
 - ③「Direct Reuse」ロゴシールは、個々の『輸出用リユースパソコン製品化登録者』を示す「指定番号」が付加されたものが用意されるので、「RITEA認定情報機器リユース取扱事業者『輸出用リユースパソコン製品化登録者』」は、当該の「指定番号」付き「Direct Reuse」ロゴシールを、当協会から入手すること。なお、「Direct Reuse」ロゴシールには、年間表示がされているので輸出時期には配慮が必要である。

【「Direct Reuse™」ロゴシール】（イメージ図）



左図の（０００）は、「RITEA 認定情報機器リユース取扱事業者『輸出用リユースパソコン製品化登録者』」毎に設定される「指定番号」の例です。

④「Direct Reuse」ロゴシールを貼ることが出来る輸出用のリユースパソコンとリユース液晶モニター装置への「Direct Reuse」ロゴシールの貼り付け方法は、別に当協会が定める「パソコンとパソコン用液晶モニター装置への「Direct Reuse」ロゴシールの貼り付け方法」に基づくこと。

・「Direct Reuse」ロゴシール貼り付け機器は、「RITEA 認定リユース情報機器輸出取扱事業者」資格も有する事業者の場合には自社からの直接輸出も行えますが、当協会のもとの「輸出支援新組織」のサポート経由で「RITEA 認定リユース情報機器輸出取扱事業者」に販売されて輸出されます。

2. 1 「Direct Reuse」ロゴシールが貼られた輸出用リユースパソコンの製品化を行う『輸出用リユースパソコン製品化登録者』資格を取得した事業者の名称

・今回、「RITEA 認定リユース情報機器取扱事業者『輸出用リユースパソコン製品化登録者』」認定資格を取得した事業者は、以下の 7 社となっています。なお、今後、順次拡大を予定しています。

- ①株式会社アンカーネットワークサービス
- ②インバースネット株式会社
- ③株式会社川上キカイ
- ④デジタルリユース株式会社
- ⑤日本システムケア株式会社
- ⑥株式会社ブロードリンク
- ⑦株式会社アセットアソシエイツ

（会社名は、正会員・準会員の順に 50 音順で表記）

【3】「Direct Reuse」ロゴシールが貼られたリユース情報機器の輸出を行う「RITEA認定リユース情報機器輸出取扱事業者」の役割と主な資格取得条件

- ・「RITEA認定リユース情報機器輸出取扱事業者」は、我が国から適正なリユース情報機器の輸出を行う事業者の資格であり、その事業者は、当協会の審査を受け、資格を取得する必要があります。（当面1年間ごとに、当協会が更新審査を行うので、対応する必要があります。）

①「Direct Reuse」ロゴシールが貼り付けられたリユースパソコンとリユース液晶モニター装置は、前記【2】項に定める「RITEA認定情報機器リユース取扱事業者『輸出用リユースパソコン製品化登録者』」から入手することが必要である。

②「RITEA認定リユース情報機器輸出取扱事業者」は、「Direct Reuse」ロゴシールが貼られたリユースのパソコンとリユース液晶モニター装置の輸出を行う。自社で輸出を行うリユースパソコンとリユース液晶モニター装置は、全て「Direct Reuse」ロゴシールが貼られた装置であること。

（「RITEA認定リユース情報機器輸出取扱事業者」による「Direct Reuse」ロゴシール〈無し〉のリユースパソコン及びリユース液晶モニター装置の輸出は、輸出実績把握の混乱防止等のため全て不可とします。）

③「Direct Reuse」ロゴシールが貼られたリユースパソコン及びリユース液晶モニター装置と「Direct Reuse」ロゴシール〈無し〉のリユースパソコン及びリユース液晶モニター装置の混載輸出は不可である。また、「Direct Reuse」ロゴシールが貼られたリユースパソコン及びリユース液晶モニター装置と他の電気・電子機器等とのコンテナの同一パレット番号単位における同時混載・混在の輸出も不可である。

④「RITEA認定リユース情報機器輸出取扱事業者」は、一定期間毎（当面半年間毎）の輸出実績を集計して、当協会に報告することが必要である。輸出実績とは、i）製品種類ごとの輸出国別販売実績（取扱い台数や製造年度別台数比率等）やii）製品種類ごとの輸出国での販売形態別比率等をいう。当協会は、そのデータを集計し、関係官庁に適宜全体集計結果を報告する。

（本年4月から適用が開始された国の「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古判断基準」の「⑤中古市場」では、「輸出者により、輸入国において自ら中古販売する者の名称・所在・連絡先・販売店の写真を記録し、求めに応じて提出可能にしておくこと。」が定められていることから、当協会が行う輸出実績調査と組み合わせることにより、我が国から輸出したリユースパソコンとリユース液晶モニター装置が輸入国において確実にリユース目的で販売されていることを確認することが可能となると考えます。）

3. 1 「Direct Reuse」ロゴシールが貼られたリユースパソコンの輸出を行う「RITEA認定リユース情報機器輸出取扱事業者」認定資格を取得した事業者の名称

- ・今回、「RITEA認定リユース情報機器取扱事業者『輸出用リユースパソコン製品化登録者』」資格を取得した事業者は、以下の4社※となっています。なお、今後、順次拡大を予定していま

す。

- ①株式会社アンカーネットワークサービス
- ②日本システムケア株式会社
- ③株式会社ブロードリンク
- ④株式会社アセットアソシエイツ

(会社名は、正会員・準会員の順に50音順で表記)

※なお、今回発表の上記4社は、前記2. 1項で示す「RITEA認定リユース情報機器取扱事業者『輸出用リユースパソコン製品化登録者』」認定資格も取得しており、輸出用パソコン等の製品化と輸出の両方に対応している事業者です。

当協会は、情報機器のリユース、また、その延長としての国内リサイクル（再資源化）の両方の認知向上及び普及を行い、我が国の情報機器市場の発展、使用済み情報機器の適切な再利用及び資源回収に寄与し、環境・循環型社会へ貢献することを目指しています。

●本件に関するお問合せ窓口：一般社団法人 情報機器リユース・リサイクル協会（担当：小澤）
住所 〒105-0011 東京都港区芝公園 1-3-5 ジー・イー・ジャパンビル 2F
電話番号 03-5777-6603（平日 9:30 ～ 18:00）
URL <http://www.ritea.or.jp/>

[注1] 「一般社団法人 情報機器リユース・リサイクル協会」(RITEA) の英語名称：

「Refurbished (Reuse) & Recycle Information Technology Equipment Association」

[注2] 「情報機器リユース・リサイクル協会」、「RITEA」、 及び  は、「一般社団法人 情報機器リユース・リサイクル協会」の登録商標です。「Direct Reuse」は、「一般社団法人 情報機器リユース・リサイクル協会」の商標です。

以上

当協会(RITEA)が策定した「輸出用リユースパソコン等の製品化基準」

添付資料(1)

平成26年5月28日
一般社団法人 情報機器リユース・リサイクル協会(RITEA)

基準項目	使用済み電気・電子機器の輸出時に おける中古品判断基準		対処事項		使用済み電気・電子機器の輸出時に おける中古品判断基準	
	基準		(下線部は、情報機器の輸出時の中古品該当性の判断のため、特に必要な対処事項としてRITEAが定めたもの)		輸出者による証明方法の例	
全般	① 年 式・外觀	破損や傷、汚れがないこと(大幅な修理 が必要な場合は中古使用とは見なされな い)	基準	デスクトップ型PC	ノートブック型PC	液晶モニター装置
				【年式】 → 同左 【外観】 → 同左 → 同左	【年式】 → 同左 【外観】 → 同左 → 同左	【年式】 → 同左 【外観】 → 同左 → 同左
② 正常 作動性	基準	通電検査等を実施し、個々が正常に作動 すること ※ 使用に際しての当該電気・電子機器 の作動に必要な通電用、充電用付属 品が欠損していないこと	基準	デスクトップ型PC	ノートブック型PC	液晶モニター装置
				【年式】 → 同左 【外観】 → 同左 → 同左	【年式】 → 同左 【外観】 → 同左 → 同左	【年式】 → 同左 【外観】 → 同左 → 同左

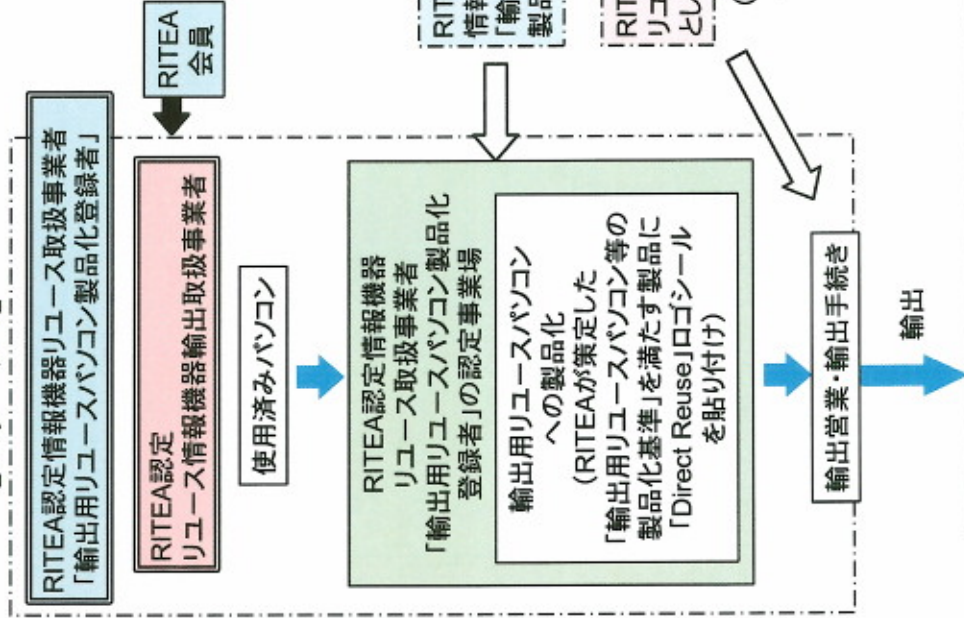
基準項目	使用済み電気・電子機器の輸出時に おける中古品判断基準	対処事項 (下欄部は、情報機器の輸出時の中古品該当性の判断のため、特に必要な対処事項としてRITBAが定めたもの)	輸出者による証明方法の例	使用済み電気・電子機器の輸出時に おける中古品判断基準
② 正常 作動性 (続き)		➢ データ消去が正常に行われた後、製品の電源オン/オフスイッチ部が正常作動するか、繰り返し複数回操作を行う。 ➢ この際、「異臭の無いこと」及び「異常音の無いこと」を確認する。	→ 同左 ➢ 液晶表示部について、「バックライトが正常に機能し、画像が鮮明であること」(輝度確認・コントラスト確認)を行う。	輸出者による証明方法の例 - 左述付属品が欠損している場合は、その付属品名と輸入国での調査可能性の説明を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。
		➢ ノートブック型PCで使用している蓄電池がリチウム電池であることを確認し、蓄電池の使用期間についてはPCの製造年をもとに回答・提出する。 ➢ 機器の作動に必要な通電用、充電用付属品が欠損している場合は、現地での使用方法、付属品の調達方法を確認する。 ➢ 確認結果について、個々の製品毎に記録を行う。	→ 同左	- 内蔵された蓄電池については、その使用期間を記載するか、充電機能検査を実施した結果を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。
③ 梱 包・積載 状態	基準	デスクトップ型PC	ノートブック型PC	輸出者による証明方法の例
	荷姿等が適切であること(集荷、輸送、積み込み及び積み下ろし作業中の破損を防ぐように適切に梱包、積載及び保管されていること)	➢ 個別に包装する等し、整然と積載する。 ➢ 積み込みを行うまでの間、風雨等にさらされないよう屋内で適切に保管する。	→ 同左 → 同左	- 輸送中等の破損を防止するための梱包・積載方法の説明とともに、梱包の状況を撮影した写真及び積載の状況を撮影した写真(コンテナ積載開始時・中間・届付近の3箇所以上)を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。
④ 中古 取引の事 実関係	基準	デスクトップ型PC	ノートブック型PC	輸出者による証明方法の例
	契約書等により中古品取引の事実関係が確認されること ※ 当該契約書等には、 (1) 使用済み電気・電子機器の中古品の販売に関する内容(取引価格に関する情報を含む) (2) 部品取りされない旨が少なくとも記載されていること	➢ 契約書等によりリユース品取引の事実関係等を作成する。 ● リユース品の販売に関する内容(取引価格に関する情報を含む) ● 輸出国先での部品取り等の用途のためでないことを記載	→ 同左	- 取引の事実関係等を証する書類を求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。
⑤ 中古市 場	輸入国において当該製品の中古市場があること	➢ 輸出国において確実にリユース目的で販売されることを確認する。 ➢ 輸入国政府の許可を前提に、再輸出目的で輸入が認められている場合は、その政府許可等を確認する。	→ 同左 → 同左	- 輸入国において自ら中古販売する者の名称・所在・連絡先・販売店の写真を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。

以上

RITEA認定事業者による今後のリユースパソコンの輸出ビジネスの流れ

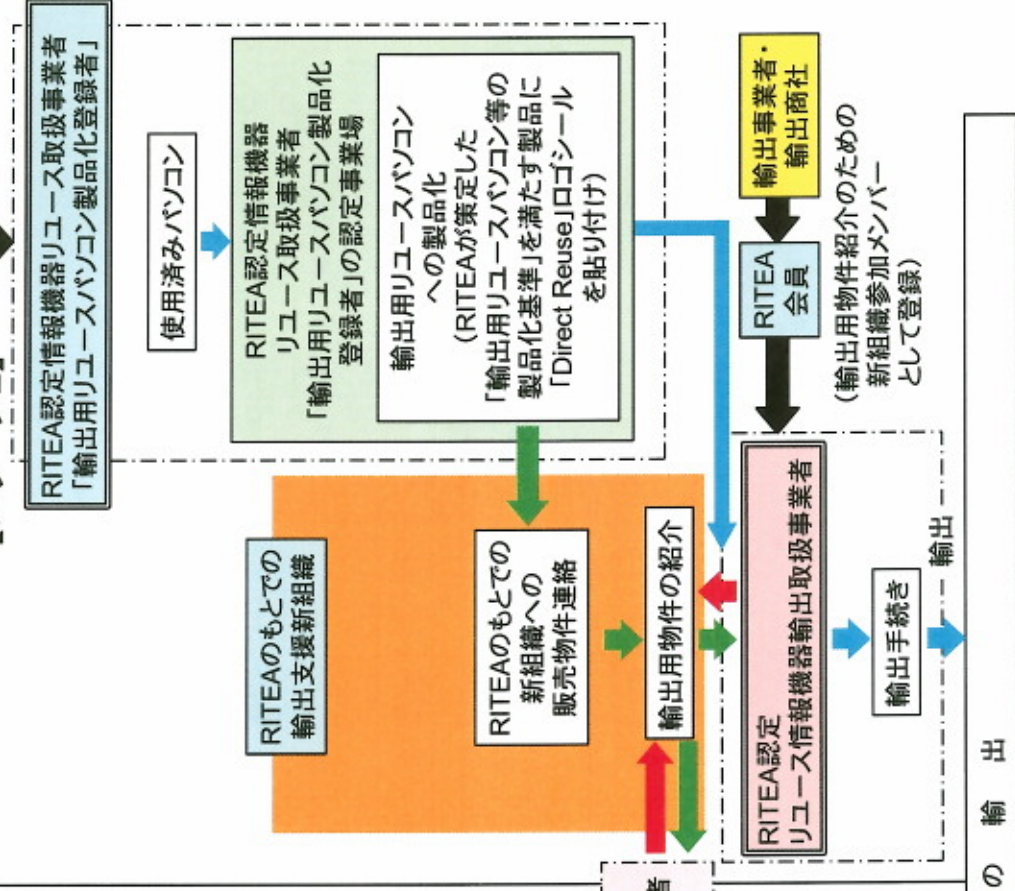
【情報機器リユース品の製品化能力と
輸出販売能力の両方を持つ事業者様の場合】

【パターン1】



【情報機器リユース品の製品化能力は持つが、
輸出販売能力は持たない事業者様の場合】

【パターン2】



当協会(RITEA)が考えるリユースパソコン及びリユース液晶モニター装置の輸出の流れ

